



医療観察法による

手続を受ける

あなたへ!




日本弁護士連合会



■ ■ ■ 目 次 ■ ■ ■

医療観察法・付添人について	1
入院・通院の審判がなされるまで	2
入院・通院をすることになったとき	4
付添人を頼みたいとき	5



※「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の略称です。

このパンフレットは、医療観察法による裁判所の審判手続（特に地方裁判所での入通院命令の申立事件）を受けることとなった方に、手続の大まかな流れと付添人（弁護士）の役割をわかりやすく説明するためのものです。詳しい説明が必要なときは付添人（弁護士）に相談してください。

「医療観察法による審判」とは何ですか。

- A** 「重大な事件を起こしてしまったが、その時に精神の障がいによって善悪を判断する力がなかった」と認められた人に対して、病状を良くして、社会に戻りやすくするため、裁判所が入院や通院を決める制度です。
- この制度では、あなたに対する裁判所の手続（審判）で、定められた病院に入院または通院しなければならないかが決められます。

【手 続 の 流 れ】

入院・通院の申立て

検察官が裁判所に、あなたの入院または通院を決めるよう求めます。



鑑定入院質問・鑑定入院命令

あなたが「鑑定その他医療的観察」（医師があなたの治療を行いながら様子を見て、裁判所に意見を出すこと）を受けるために、審判までの間入院をさせるかどうかを決めるための手続です。入院は通常2～3か月です。あなたは裁判官からの質問を受けます。



鑑定命令

裁判所が、医師に対して、意見を出すよう命令します。
医師は、あなたの治療を行いながら様子を見て、意見を出します。



審 判

裁判所が、あなたを決められた病院に入院または通院させるかどうか決めるための手続です。ふつう、あなたは裁判所に行って手続をします。



決 定

裁判所が次のことを決めます。

入 院

通 院

入院も通院もさせない

付添人について教えてください。

A 付添人とは、医療観察法の手続を受けるあなたの権利を守り、あなたを助ける弁護士のことをいいます。

付添人はどのようなことをしてくれるのですか。

A 付添人は、あなたの主治医から事情を聴いたり、あなたが社会に復帰するために 付添人は、手続のはじめからおわりまで、あなたのために、あなたの権利を守るための活動を行います。

付添人は、あなたの立場に立って活動し、誰に対してもあなたの秘密を守ります。あなたの言いたいことを裁判所などに伝えたり、手続についてあなたのわからないことがあれば説明をしたり、相談に乗ったりします。

不安なことや、不満なことがあれば、付添人に相談してください。

弁護士に付添人になってもらうにはどうしたら良いのですか。

A あなた（または保護者）が付添人になってもらうことを頼める弁護士がいれば、いつでも自分でお金を払ってその弁護士を付添人に選ぶことができます（「私選付添人」といいます）。

あなた（または保護者）が自分のお金で付添人を頼めないときは、国（裁判所）が代わりにお金を払って、あなたのために付添人を選びます（「国選付添人」といいます）。

付添人がつかないまま、あなたを入院または通院させるかどうかを決める審判手続が行われることはありません。また、いったん付添人になれば、国がお金を出したとき（国選付添人）と、あなたが自分でお金を出したとき（私選付添人）と、あなたのためにする活動は同じです。自分でお金を出していないからといって心配する必要はありません。

入院または通院をするかを定めるための裁判所の手続を受けている間、私はどうなるのですか。

A 裁判官が、「鑑定その他医療的観察」（医師があなたの治療を行いながら様子を見て、裁判所に意見を出すこと）のための入院が必要と判断すると、「鑑定入院命令」が出されます。

この場合、あなたは、鑑定入院先の病院に入院しなければなりません。その期間は原則として2か月までです。さらに1か月までの延長がなされることがありますので、もっとも長くて3か月ということになります。

鑑定入院先の病院は、自由に選べるのですか。

A あなたが自由に選ぶことはできません。入院先の病院は、裁判官がきめます。

鑑定入院のお金は、自分で出さなければいけないのですか。

A 国がお金を出しますので、あなたや家族がお金を出すことはありません。

鑑定入院中、どのような医療を受けられるのですか。

A 鑑定入院中、あなたは、病状を良くするための専門的な医療を受けることができます。

鑑定入院先の病院で、十分な医療を受けられなかったり、保護室に入れられたり、理由がないのに体をしばられたりした場合は、どうしたら良いのですか。

A 付添人に相談してください。付添人は、あなたの権利を守るため、病院（医師）に、あなたが十分な医療と正しい扱いを受けられるよう求めたり、裁判所に話をし、病院に指導してもらったり、病院を変えるよう求めたりします。

また、付添人は、ふだんから、あなたが十分な医療を受けられなかったり、正しくない扱いを受けたりすることがないように、気をつけています。



裁判所が入院または通院をさせることを決めた場合

裁判所の手続の結果、入院または通院するように決められた場合、いつまで入院や通院をしなければならないのですか。

A

裁判所に入院と決められたときは、裁判所が退院してよいかどうかも決めます。あなたの考えで、自由に退院することはできません。

ただし、退院を認めるように裁判所に申し立てることができます。

また、通院と決められたときは通院期間は3年間ですが、裁判所の判断でさらに2年まで延長されることがあります。もっとも長くて5年間ということになります。

裁判所の決定に不服がある（納得できない）場合に、その決定の取消しを求めることはできますか。

A

地方裁判所の決定に対しては、決定から2週間以内であれば、取消しを高等裁判所に求めること（抗告）ができます。取消すかどうかは高等裁判所が決めます。くわしいことは付添人に相談してください。

付添人を依頼したいとき

自分のお金で付添人を頼みたいが、知り合いの弁護士がない場合等には、下に書いてある弁護士会まで、ご相談下さい。

札幌	011-281-2428	岐阜県	058-265-0020
函館	0138-41-0232	福井	0776-23-5255
旭川	0166-51-9527	金沢	076-221-0242
釧路	0154-41-0214	富山県	076-421-4811
仙台	022-223-1001	大阪	06-6364-0251
福島県	024-534-2334	京都	075-231-2335
山形県	023-622-2234	兵庫県	078-341-7061
岩手	019-651-5095	奈良	0742-22-2035
秋田	018-862-3770	滋賀	077-522-2013
青森県	017-777-7285	和歌山	073-422-4580
東京	03-3581-2201	広島	082-228-0230
第一東京	03-3595-8585	山口県	083-922-0087
第二東京	03-3581-2255	岡山	086-223-4401
東京三弁護士会多摩支部		鳥取県	0857-22-3912
	042-645-4540	島根県	0852-21-3225
横浜	045-201-1881	香川県	087-822-3693
埼玉	048-863-5255	徳島	088-652-5768
千葉県	043-227-8431	高知	088-872-0324
茨城県	029-221-3501	愛媛	089-941-6279
栃木県	028-622-2008	福岡県	092-741-6416
群馬	027-233-4804	佐賀県	0952-24-3411
静岡県	054-252-0008	長崎県	095-824-3903
山梨県	055-235-7202	大分県	097-536-1458
長野県	026-232-2104	熊本県	096-325-0913
新潟県	025-222-3765	鹿児島県	099-226-3765
愛知県	052-203-1651	宮崎県	0985-22-2466
三重	059-228-2232	沖縄	098-833-5545

